

領域管轄権と排他的經濟水域

桑 原 輝 路

一 はじめに

主権¹⁾ 独立の国家が共存する國際社会において、国家の無限定な権能は許されない。国家の権能は國際法によつて限定される。国家の権能は第一にそして基本的には空間的に限定される。

海洋における国家の権能の及ぶ空間は、いわゆる主権の及ぶ領海として狭く限定されてきた。そして海は広い自由な空間（国家の排他的な空間的な権能を免れるという意味で自由な空間）を残してきた。

領土における資源配分の不均衡の是正をめざして主権空間を自由な海の方へ拡張する動きが活発化した。この主権空間の海への拡張は、比較的狭くおさえられた。そ

の代りに資源開発のためのいわゆる機能的な権能の広大な領域が、大陸棚としてまた排他的經濟水域として設けられることになった。

このような経緯からみて、排他的經濟水域は陸からの力の海への波及として、陸の力すなわち領域管轄権と関連づけてみていく必要があると思われる。

山本教授は「國際法」の中において排他的經濟水域の項の終りの方で結論的に次のように述べておられる。⁽²⁾「經濟水域は本来、国家領域の外に在つて沿岸国の広汎な権能に服する海域であるが、その管轄権の対象事項と行使の態様は、同条約（国連海洋法条約——筆者注）で特定されており、とくに資源指向的な要因に基づくものである。（機能別に分化された国家管轄権の域外適用）。

多年にわたりくりかえされてきた沿岸国管轄権（とくに排他的漁業管轄権）と旗国管轄権の対立・抗争を調整するところに、経済水域制度の設定の本旨があり、それが今後の解釈・適用においても維持される限り、領域化（沿岸国の属地的権能の拡大）の傾向を防ぐことができる。すなわち排他的経済水域を国家領域の外の海域とされ、従ってそこにおける国家の権能の行使は、国家管轄権の域外適用として把握される。そして経済水域の領域化の傾向を沿岸国の属地的権能の拡大ととらえられるということは経済水域制度における国家の権能は属地的権能³＝領域管轄権としてとらえられていないと理解される。

それに対して本稿では、排他的経済水域における沿岸国の権能を領域管轄権とみる見方、従って領域管轄権が及ぶ空間であるという限りについて経済水域を沿岸国の領域とみる見方について考えてみたいと思う。経済水域をそのようにみる以上、そこにおける沿岸国の権能の行使は国家管轄権の域外適用ではないということになる。

もちろんこれは領域管轄権及び領域の定義如何の問題である。領域管轄権⁴＝領域主権と考え、領域主権の及ぶ

空間を領域とすれば、排他的経済水域は領域外であり、そこにおける沿岸国の権能の行使は国家管轄権の領域外適用であり、その権能は領域管轄権ではないということになる。しかし後述のルソー教授などのように領域管轄権には完全なものから限定されたものまで様々の段階のものがあるといういわゆる「領域管轄権の段階性」を認めれば、経済水域における国家の権能を領海におけるような完全な領域管轄権（領域主権）ではないが、限定された領域管轄権としてとらえることができる。そして限定されたものであっても領域管轄権が及ぶという限りにおいて、経済水域を領域と観念することができる。このような考え方は、山本教授のいわれる経済水域の「領域化の傾向を防ぐ」どころか促進することになるかもしれないが、そのような考え方について述べてみたいと思う。

このような考え方をとる一、二の例をあげると、コンバウ教授はクセジュ文庫の「海洋国際法」において、海洋空間を領域管轄権（compétence territoriale）の及ぶ領域空間（espaces territoriaux）と人的管轄権（compétence personnelle）が問題となる国際空間（espaces internationaux）の二つに分ける。そして前者、領域空

間をさらに、(1)正式に領域に含められている空間、(2)正式には領域に含められていない空間、の二種に分け、(2)のなかに大陸棚とともに排他的経済水域を入れる⁵⁾。

またバステッド女史は一九七六—一九七七年のバリ第二大学の講義録において、国家の海の領域の中に大陸棚と排他的経済水域をあげている⁶⁾。他の場所(第四編 国際利益空間 Espaces d'intérêt international)で海洋空間を、(1)国家の領域管轄権に属する海洋空間、(2)国家の領域管轄権を免れる海洋空間、の二つに分類し、(1)の中に接続水域、漁業水域、大陸棚と共に排他的経済水域を入れている。このように排他的経済水域における沿岸国の権能を領域管轄権とみ、経済水域を領域ととらえている人達がいる。

二 領域主権の一般的性格

1 国家管轄権の形式

国家管轄権の存在の形式として領域管轄権と人的管轄権をあげることについては異論はないであろう。フランスのバドヴァン(J. Badovant)以来の伝統的学説は、第三の形式として公役務に関する管轄権(competence

relative aux services publics⁷⁾)をあげる。国家の管轄権はいうまでもなく基本的には領域管轄権の形式で存在する。

領域管轄権、人的管轄権、公役務管轄権の形式で存在する国家管轄権は、あるいは立法的管轄権として、あるいは執行的管轄権として行使される。すなわち国家管轄権はその行使の形式として立法的管轄権と執行的管轄権に分けられる。この二種の管轄権は通常は並行する。執行的管轄権は立法的管轄権を前提とするから、執行的管轄権のみが問題となることはない。しかし執行的管轄権を伴うことなく立法的管轄権のみが問題となることはありうる⁸⁾。人的管轄権及び公役務管轄権のある場合がそうである。すなわち他国の領域管轄権の空間内における自国民、例外的に外国人を対象とする場合である。

2 領域管轄権と領域主権

領域管轄権はもつとも単純に次のように定義される。「その領域を構成する空間内において行動する国家の法上の力(権能)」(リジュイエ)。

この定義の場合、領域(territoire)が既定のもの

されている。そこにおける国家の権能が領域管轄権だという定義である。この territoire が領土なのか内水や領海を含むのかそれ以外の空間を含むかは必ずしも明らかではない。⁽¹⁰⁾ 本来は領土の意味であり、そこにおける国家の権能が領土管轄権であるが、この領土管轄権は単に領土だけでなく内水、領海にも及ぶとされ、領土に内水、領海を合わせてわが国では領域の語が用いられ、領域管轄権という言葉が使用される。この領域管轄権は、国家が国際法上有する権能の中でもっとも広くかつもっとも強力なものである。そのことを示すために領域主権とよばれる。

しかしながら後でみるように領域管轄権は領域主権としてのみ存在しているわけではない。領海の外に空間的に限界づけられて沿岸国の一定の権能が及んでいる。そのような権能を「限定された領域管轄権」としてとらえ、本稿ではそれを問題にする。そのような権能を考察する前に、領域管轄権の典型としての領域主権の一般的性格について考える。

3 領域主権の一般的性格

領域主権の一般的性格として完全性と排他性が多くの人によって指摘される。例えばスーアンセンは領域主権の排他性 (exclusivite) と完全性 (plentitude) をあげて次のようにいう。排他性、それは領域国のみがその領域においてその権能を行使しようという意味において排他的なのである。完全性、それは国家のいっさいの権能すなわちあらゆる点における立法的、司法的、執行的権能を含むという意味において完全性なのである。⁽¹²⁾

このような指摘は他にも多くみられるが、グエン・クオック・ディンは、領域主権の一般的性格として内容の完全性と行使の排他性をあげ、より詳しくより整理された形で次のように説明している。

領域主権の完全性は次のような点に現われる。第一に国家の行為の対象に関して、領域において国家の権能は国家的機能の遂行に必要なすべての事項に及ぶ。領域主権がこのように事後的に限定されないという性質は普遍性 (universalite) とよばれる。第二に国家の行為の性質に関して、領域における国家の権能はいわゆる立法的権能も執行的権能も含む。この意味における領域主権の完全性についてディンはとくに名称を付していないが、

とりあえず全体性とよんでおこう。第三に領域における国家の権能は領域内のすべての人に及ぶ。この意味における領域主権の完全性は一般性 (generalité) を意味する。要するに領域主権の完全性とは、領域主権が事項的対象において限定されないという意味での事項的範囲の普遍性と立法的、執行的権能を含むという意味での(前に用いた言い方によれば行使の形式の範囲の)全体性と人的対象において限定されないという意味での人的範囲の一般性を含むと解される。なおデインはこのような意味での完全性を有する国家の権能は、国家の主権——主権 \parallel 独立の意味での主権——から流れ出るといふ。

次に領域主権の排他性について、国家の領域においてその国家の機関のみがそのような完全性を有する権能を行使しようという意味において領域主権は排他的性格をもつ。この排他性もまた国家の主権 \parallel 独立から流れ出るといふ。⁽¹³⁾

領域主権の一般的性格をデインにならって以上のようなものと理解する。

三 排他的經濟水域における沿岸国の権能

1 排他的經濟水域の觀念

排他的經濟水域における沿岸国の権能をみる前に、排他的經濟水域の觀念についてみておく必要がある。水域の訳語が用いられているが、排他的經濟水域は海底・地下及び上空をも含む觀念である。

モンテゴベイ国連海洋法条約五六条一項は、沿岸国は、「排他的經濟水域において」、「海底の上部水域並びに海底及びその下」の天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的權利を有すると規定している。すなわち排他的經濟水域の中に、いわゆる水域のみならず海底、地下も含められている。また五八条一項は、すべての国は「排他的經濟水域において」、「上空飛行の自由」を享受すると規定している。すなわち排他的經濟水域の中に上空も含まれる。このように排他的經濟水域は大陸棚などと違い、土地、海、空の部分を含む空間と解される。中国語では「專屬經濟区」の語が用いられている。

2 排他的經濟水域における沿岸国の権能の性格

沿岸国は排他的經濟水域において各種の權利ないし管轄権を有するが、ここでは沿岸国の権能の性格を問題に

するので、そのもっとも重要なものについて考察すれば足りる。

モンテゴベイ条約五六条一項によれば、沿岸国は排他的経済水域において、その天然資源——従って実際には上部水域、海底及び地下の生物または非生物資源——の探査、開発、保存、管理のための主権的権利を有する。

そのほかに沿岸国は、エネルギー生産のような排他的経済水域の経済的な探査、開発のためのその他の活動に関する主権的権利、人工島などの海洋構築物の設置利用、海洋科学調査、海洋環境の保護、保全に関する管轄権をもつが、それらを含めて沿岸国の権能は事項的に限定される。一般的な言い方をすれば、沿岸国の権能は経済的な事項に限定される。従ってまず第一に排他的経済水域における沿岸国の権能は、事項的対象において限定を受け、その意味において普遍性に欠ける。

しかしながら沿岸国が権能を有する事項に関しては、沿岸国は法令を制定し、それを排他的経済水域内において実施することができる。そのことは例えば七三条一項の規定からも明らかである。「沿岸国は、排他的経済水域において生物資源を探査し、開発し、保存し及び管理

するための主権的権利を行使するに当たって、この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置(乗船、臨検、拿捕及び司法的手続を含む)をとることができる。」⁽¹⁴⁾これは生物資源に関してであるが、排他的経済水域の海底、地下の資源の探査、開発に関しては大陸棚の制度が適用される(五六条三項)。大陸棚に関する第六部には七三条一項のような具体的な規定はない。しかし海底、地下の天然資源を探査し、開発するための主権的権利を沿岸国がもつ以上、上部水域の場合と同様に考えてよいであろう。⁽¹⁵⁾従って第二に排他的経済水域における沿岸国の権能は、沿岸国が権能を有する事項に関する限り、立法的管轄権及び執行的管轄権とともに含む。その意味において沿岸国の権能は全体性を有する。

次に沿岸国の権能、具体的にいえば沿岸国が権能を有する事項に関する立法的管轄権及び執行的管轄権は、外国人をも対象とする。このことは排他的経済水域における沿岸国の権能が排他的な性格をもつことから明らかであるが、上述の七三条は沿岸国の法令が外国船をも対象とすることをはっきりと示している。とくに三項及び四項⁽¹⁶⁾。「排他的経済水域における漁業法の違反に対する

(7) 領域管轄權と排他的經濟水域

沿岸国の刑罰には、關係国による別段の合意がない限り拘禁を含んではならず、また、他のいかなる体罰も含んではならない。「沿岸国は、外国船舶を拿捕し又は抑留した場合には、とつた措置及びその後科した刑罰について適当な経路を通じて旗国に速かに通報する」。排他的經濟水域の海底、地下の天然資源の探査、開発にかかわる沿岸国の法令及びその実施に関しても同様のことがいえるであろう。従つて第三に排他的經濟水域において沿岸国が權能を有する事項に関しては、沿岸国の權能は經濟水域内のすべての人に及ぶ。その意味において沿岸国の權能は一般性を有する。

最後に權能の行使の排他性についてはどうであろうか。領域主權の場合、完全性を有する權能をその国家のみが行使するという意味で排他的であるという(ディン)。排他的經濟水域において沿岸国は天然資源の探査開発のために主權的權利を有する。大陸棚の場合には、大陸棚を探査しその天然資源を開発するための主權的權利は、「沿岸国が大陸棚を探査していないか、またはその天然資源を開発していない場合にも、他のいかなる国も当該沿岸国の明示の同意なしにはこれらの活動を行うことが

できない」という意味において排他的である」という規定がある(モンテゴベイ条約七条二項)。排他的經濟水域の部にはそのような規定はないが、同じく主權的權利として同様に考えてよいであろう。すなわち排他的經濟水域の天然資源の探査開発のための主權的權利は、上部水域の生物資源の探査開発のための權利を含めて、沿岸国だけがそのような活動をなしうるという意味において、また他のいかなる国も沿岸国の明示の同意なしにはそのような活動をなしえないという意味において排他的である。従つて排他的經濟水域において沿岸国に認められているような權能は、沿岸国のみが行使しうるという意味において排他的である。權能の全体性については排他的經濟水域の部に規定があり大陸棚の部に規定がない。排他性については大陸棚の部に規定があるが、排他的經濟水域の部には、同水域の名称に排他的の形容詞が付されているほか、とくに規定をおいてない。しかし全体性も排他性も排他的經濟水域、大陸棚ともに認められる。

かくして排他的經濟水域における沿岸国の權能は、事項的に限定されるものであるけれども、認められる事項に関しては立法的管轄權及び執行的管轄權を含むという

意味で全体性を有し、すべての人を対象とするという意味で人的範囲の一般性を有し、かつそのような権能を沿岸国のみが行使しようという意味で排他性を有する。

事項的範囲の普遍性を欠くという点で、従って権能の内容の完全性に欠けるという点で、排他的経済水域における沿岸国の権能は領域主権からはっきりと区別される。しかし認められる事項に関しては、その他の点において領域主権と共通の性格を備えているということができる。このような排他的経済水域における沿岸国の権能についてはまた次のような見方をすることもできるであろう。

3 一定事項に関し領海におけると同じ権利

第二次国連海洋法会議において、米加代表は次のような提案を行った。「いかなる国も、その領海に接続し、最大限一海里まで及び漁業水域を設ける権利を有し、……同水域において、国家は漁業及び海洋生物資源の開発に関し、その領海におけると同様の権利を有する」。

これはいわゆる排他的漁業水域の提案であるが、これについてスーアンセンは次のように述べている。「《その領海におけると同様の権利》は次のような権利を含む。

沿岸国の国民に開発を留保する権利、保存や漁業方法に関する立法措置をとる権利、過渡期間中に同水域内で活動を許される外国人漁業者に対し立法措置をとる権利、行政的及び司法的措置によってそのような法令を遵守させるよう留意する権利。それはすべてのカテゴリーの権能であるが、ただ漁業の事項に限定される。従って同水域内の外国トロール漁船の乗組員が漁業に無関係の犯罪を行うとしても、この犯罪は沿岸国の裁判権を免れる。同水域における沿岸国の権能は、沿岸国以外のいかなる国も同水域内の漁業を自国の国民についてさえ監視しえないという意味において排他的である。他方、同水域の存在は、非沿岸国が公海において漁業以外の事項について有する権利の同水域における行使を妨げるものではない。従って漁業水域が沿岸国の主権に属するということ⁽¹⁸⁾は正しくないであろう」。

要するに排他的経済水域における沿岸国の権能について前述したのと同様に、排他的漁業水域においては沿岸国は、事項的には限定されるが、その限りにおいて全体性、一般性及び排他性をもつ権能を有するということで、そのことを《漁業及び海洋生物資源の開発に関し、領海

におけると同じ権利を有する」という表現で規定したわけである。

スーアンセンはそのような規定の仕方が条約規定のモデルとして役立つかもしれないとこれに注目しているが、二〇年後の条約において排他的經濟水域に関しそのような規定の仕方がなされたわけではない。しかしながら沿岸国が排他的經濟水域においてその天然資源の探査、開発、保存、管理について主権的権利を有するということは、沿岸国は排他的經濟水域における漁業及び鉱業に関して、あるいは天然資源の探査、開発、保存、管理に関して、その領海における同様の権利を有するというように理解してよいのではないかと思われる。

もっとも漁業水域についてスーアンセンが指摘していると同様に、經濟水域に関してもそれは沿岸国の主権には属しない。排他的經濟水域における沿岸国の権能は、事項的範囲において限定されるという点において領域主権から区別されなければならない。

四 限定された領域管轄権

1 広義の領域管轄権

排他的經濟水域における沿岸国の権能は事項的に限定され、その意味において領域主権ではない。しかしその事項に関する限り、沿岸国の権能は領域主権と共通の性格をもつ。換言すればその事項に関する限り、領海におけると同じ権能を有する。そして何よりも經濟水域における沿岸国の権能は領域主権と同様、空間的に限界づけられるいわゆる空間的権能として、国家管轄権の存在形式としては領域管轄権に類する。そこでこの二つの権能すなわち領域主権と經濟水域における権能を包含したより広い觀念を考えることができるであろう。つまり領域管轄権≡領域主権ではない考え方。このような考え方に関してルソー、ディン、バステッドなどの学説が参考になる。

2 ルソーの領域管轄権の定義及び「限定された領域管轄権」

ルソーは国家の管轄権をフランス学説の伝統に沿って領域管轄権、人的管轄権及び公役務に関する管轄権の三つの形式に分ける。そして領域管轄権を次のように定義する。「国家の領域上に生活する人、そこにある物及び

そこで行われる行為に対する国家の管轄権」。要するに前にあげたリュジエの定義と同様、領域における国家の管轄権ということである。それにつづけてさらに次のようにいう。「この管轄権は種々の態様が可能であつて、マクシマム——領域主権——からミニマム——限定された領域管轄権 (les compétences territoriales limitées) ——にまで及ぶ⁽¹⁹⁾」。すなわち領域管轄権は領域主権だけでなく「限定された領域管轄権⁽²⁰⁾」も含む広い意味で用いられている。領域管轄権の前述の定義からして、領域管轄権の及ぶところが領域であるから、限定された領域管轄権が問題となる空間も領域と観念されているとすることができるといふことができる。

この限定された領域管轄権が問題となる場合として、ルソーは(1)コンドミニウム、(2)租借地、(3)租界、(4)国際地役、(5)平時軍事占領の例をあげる。著述の体系上、他の場所でもとり上げられるが、同じく限定された領域管轄権が問題となる場合として、保護関係、委任統治、信託統治、戦時占領があげられる。コンドミニウムにおいて関係国(共同施政国)がもつ権能、租借地において租借国がもつ権能、委任統治において受任国が委任統治地域

においてもつ権能などを、限定された領域管轄権としてとらえているわけである。個々の場合に、どのような点がどの程度に制限されているかを知るためには、個々のケースの具体的な検討を必要とするが、いずれにしても領域主権の一般的性格の一部を欠きながらも領域主権と共通性をもつ管轄権を限定された領域管轄権として、領域主権とともに領域管轄権の中でとらえる考え方であるといえる。

あげられている限定された領域管轄権の例からわかるように、それが問題となる地域は、その国の固有の領域すなわち領域主権の及ぶ領域の外にある一定の地域である。そこで次にあげるグエン・クオック・ディンのような形でのとらえ方もある。

3 グエン・クオック・ディンの「マイナーな領域管轄権」

ディンは国家のいわゆる対内管轄権 (compétences internes) を「国家領域において行使される管轄権」と「国家領域外において行使される管轄権」に分ける。前者において「領域主権ないしはメジャーな領域管轄権

(*compétence territoriale majeure*)」を扱い、後者にお

いて人的管轄権及び公役務に関する管轄権と共に「マイナーな領域管轄権」(*compétences territoriales «mineures»*)をあげる。つまり領域外において行使される領域管轄権というものを問題にし、領域内において行使されるそれをメジャーな領域管轄権ないし領域主権とするのに対し、領域外のそれをマイナーな領域管轄権とよぶ。⁽²¹⁾

領域主権については前述のような(二の3)一般的性格を指摘し、マイナーな領域管轄権については次のようにいう。「国家はその固有の領域を構成していないところの空間において若干の管轄権を行使することがある。

この管轄権はそれが《領域主権》よりも狭いということを示すために《マイナーな》といわれる⁽²²⁾。そしてこのマイナーな領域管轄権が問題となる場合として、ルソーの限定された領域管轄権とほぼ同じ例をあげている。ただデインの場合、マイナーな領域管轄権の行使が排他的になされる場合(租借地、軍事基地、施政権譲渡、租界、軍事占領、国際地役、保護関係)、集合的になされる場合(コンドミニウム、集合的軍事占領)、国際機関の監督下になされる場合(委任統治、信託統治)の分類があ

る。

デインの場合、領域外のマイナーな管轄権にも領域管轄権の語が用いられているので、領域内のメジャーなそれと合せた領域管轄権の観念が成立するが、それについてはとくに定義されていない。なお「領域外において行使される管轄権」という場合の領域は固有の領域をさす言葉として用いられている。

4 バステッドの「海域における限定された領域管轄権」

バステッド女史も国家の管轄権としてルソーと同様に三種をあげる(ただし第三については国家の組織構造を理由とする管轄権(*compétence de l'Etat à raison de sa structure organique*)とよぶ)。領域管轄権に関して次のようにいう。「国家と領域との関係は通常は領域主権に要約される。領域主権は国家がその領域上に有する非常に広い権能の全体を含む。しかし一定の領域上に国家が限定された管轄権(*compétences limitées*)だけしか有しないということがありうる。その場合にも、その管轄権は領域管轄権すなわち空間の一部分に結びつ

けられた管轄権であるだろう。⁽²³⁾しかしこの限定された管轄権は領域主権のすべての面を有しないであろう。⁽²⁴⁾

このようにバスティッドも領域管轄権に領域主権と限定された領域管轄権の二種を考え、後者が問題となる場合を検討する。バスティッドがとり上げる例は多様である。ルソー、ディンのあげる例のほかに、ダニューブ河、ヨーロッパ委員会、ザール、西イリアン、南西アフリカ、パナマ運河地帯などがあげられる。それらについてバスティッドは、領域管轄権が共同で行使される場合と分離して行使される場合に分けて考察する。それぞれの場合において管轄権を行使する国ないし機関にとって限定された領域管轄権が問題となる。

ところで限定された領域管轄権ないしマイナーな領域管轄としてルソー、ディンのあげる例もまたバスティッドのあげる例の多くも、すべてそれは問題の国家の領域主権の行われる領域の外において、そして多くの場合他の領域上においてみられる特殊な状況である。すでに歴史的な存在となってしまうものも多い。それに対してバスティッドは右のような例のほかに領域管轄権の分離行使の場合の例の一つとして、「海域における限定さ

れた領域管轄権」を挙げる。これに関して次のようにいう。「一九五八年のジュネーヴ条約は、国家に対し領海に接続する公海の一区域に若干の管轄権を認めた。従って限定された領域管轄権が問題である。漁業水域の要求（アイスランド）は、自国のために排他的漁業権及びその海域における規制権を目的とする。大陸棚に対する管轄権はまた海底及び地下の開発という一定の目的に限定される。多くの国によって要求されている経済水域もまた所定の空間内における限定されたかつ特定された管轄権、すなわち資源の開発、科学調査、汚染への対処といった所定の目的に限定された領域管轄権の要求によって性格づけられているように思われる。これらの所定の目的に関しては、沿岸国は一般的かつ排他的な管轄権をもつであろう。他の目的に関しては公海制度が適用される」⁽²⁵⁾

このようにバスティッドは領域主権の及ぶ領域の外と、いっても、その領域に接続する海域すなわち接続水域、排他的漁業水域、経済水域、大陸棚における国家の権能をも限定された領域管轄権としてとらえようとしている。固有の領域を離れた空間における権能の飛び地ではなく、

陸の力の海への波及を陸の力と関連づけて限定された領域管轄権とらえている。なおバステッドの場合も、ルソーと同様に、限定された領域管轄権の及ぶ空間も領域として観念されているようである。

5 その他、マナン、ペレなど

バステッド以外にも排他的經濟水域における沿岸国の権能を領域管轄権として、または領域管轄権と関連づけて述べている人がいる。マナンは「領域管轄権の広がり」の項で次のようにいっている。「領域管轄権は国家の領域に適用される。国家の領域は陸地、大氣空間、海域を含む。そして海域に関しては完全な管轄権の区域(内水及び領海)と限定された管轄権の区域(大陸棚、經濟水域)を區別しうる」⁽²⁶⁾。またペレは「領域に結びつけられている管轄権」を領域主権と「国境外における国家の領域管轄権」に分ける(ディンと同様)。そして後者が問題となる場合は、なによりも次の二つであるという。「非自治地域及び排他的經濟水域や大陸棚のように国家による取得の対象とはならないが、ある国家がそれに対して特定の目的をもつ若干の排他的な管轄権を享有

するところの空間」⁽²⁷⁾。限定されたいしはマイナーな領域管轄権の語を用いるか否かは別として、マナンもペレもバステッドと同様の考え方であろう。

バステッドをはじめ右に引用のものはいずれも第三次国連海洋法会議進行中に書かれたものであり、モンテゴベイ条約の検討を経たものではない。しかし先程来の考察からだけでも排他的經濟水域における沿岸国の権能を、事項的に限定された領域管轄権とみることができると思われる。限定されたものではあるが領域管轄権が及ぶという限りにおいて、經濟水域を事項的な管轄権の及ぶ領域とみることができると考える。

アメリカは一九八三年三月一〇日に「アメリカ合衆国の排他的經濟水域に関する大統領宣言」を行ったが、同日付の「合衆国の海洋政策」によれば、「……排他的經濟水域は、沿岸国が国際法により認められた一定の制限の権限(limited powers)を行使する海域である。排他的經濟水域は領海と同じ概念ではなく、いかなる沿岸国の領域管轄権(territorial jurisdiction)も及ばない」⁽²⁸⁾と述べている。排他的經濟水域に行使できる一定の制限の権限は、同水域においてすなわち一定の空間とのかか

わりにおいて沿岸国が有する権限（管轄権）であって、少くともその意味において領域管轄権という形式の管轄権である。しかしそれは制限（限定）された領域管轄権である。排他的経済水域に及ばないとされる領域管轄権は、経済水域は領海と違うから沿岸国の領域管轄権は及ばないという文脈からみて、それは領海におけると同じような完全な領域管轄権すなわち領域主権であると思われる。つまりこの文書は領域管轄権＝領域主権の考え方に立って書かれていると思われる。

五 大陸棚の場合

1 大陸棚の観念

海域における限定された領域管轄権が問題とされるとき、排他的経済水域とともに大陸棚があげられる。この大陸棚を限定された領域管轄権との関係でどのように考えたらいいか。モンテゴベイ条約七六条一項によれば、大陸棚は「沿岸国の領海を越えてその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁まで延びている海面下の区域の海底及びその下又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から二百海里の距離まで延びてい

ない場合には、当該基線から二百海里までの海面下の区域の海底及びその下」である。大陸棚とは要するに所定の範囲の海底及びその下であって（ジュネーヴ条約も同様）、排他的経済水域のように土地、水域、空域を包含する観念ではない。

2 大陸棚に対する権利

「沿岸国は、大陸棚を探索しその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する」（七七条一項）。ジュネーヴ大陸棚条約二条一項の同文の規定に関して小田裁判官は次のようにいう。「ここにいう沿岸国の権利は、大陸棚の天然資源の探索および開発に必要があり、かつそれに関係するすべての権利をふくむと理解せられる。それは法の違反の防止および処罰に関する管轄権をふくむ⁽²⁹⁾。つまり大陸棚の探索及びその天然資源の開発という事項に限定されるけれども、この事項に関する限り必要でありかつ関連するすべての権能を含むと解される。従ってその限りにおいて立法的管轄権も執行的管轄権も含む。

ところで「沿岸国の権利は実際には大陸棚そのものに

おいて行使されるのではなく、その上部水域において行使される⁽³⁰⁾」。また大陸棚の探査に關しては上空において行使されることもあろう。そして沿岸国の権利は排他的である。従つて、「沿岸国は自国の大陸棚を探索し、あるいはその資源を開発しようとする外国船がある場合には、これを阻止するであらう。また、たとえば大陸棚上の施設を損傷したり、あるいは後述の安全水域における規制に違反した外国船を追跡し、拿捕し、自国に引致して、国内法にてらして処罰することが許されていると見るべきではないか。大陸棚制度を認める以上は、これはむしろ当然のことと思われ⁽³¹⁾」。かくして大陸棚に対する沿岸国の権利に基づく沿岸国の立法的管轄権及び執行的管轄権は上部水域にも及ばざるをえない。「大陸棚の資源の開発が沿岸国に独占されるというこの制度は、大陸棚上部水域における沿岸国の権力行使を別にしては考えられないであらう⁽³²⁾」。上空についても同じことがいえる。大陸棚、その上部水域及び上空にも及ぶこの沿岸国の権能は、排他的經濟水域における沿岸国の権能と同様に、一定の事項（大陸棚の探査及びその天然資源の開発）に限定されるけれども、一定の空間とのかかわりをもつ領

域管轄権——限定された領域管轄権——として把握される。

条約は「大陸棚に対する権利は、その上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない」（七八条一項）と規定する。ジュネーヴ大陸棚条約の場合、大陸棚の上部水域は公海であり、モンテゴベイ条約の場合、二〇〇海里を越える大陸棚の上部水域は条約上では公海であるが、大陸棚の探査及び天然資源の開発のための活動が上部水域や場合によってはその上空で行われ、この活動に対し沿岸国の管轄権が国籍の区別なく及ぶ以上、上部水域の公海としての法的地位、上空の公海上空としての法的地位に影響を与えないわけにはいかない⁽³²⁾。このことについても、少くとも上部水域に關しては、つとに小田裁判官の指摘するところである⁽³³⁾。

3 広義の大陸棚の觀念

そこで大陸棚は条約上は大陸棚そのものであるが、沿岸国の限定された領域管轄権は、条約の認める大陸棚に對する沿岸国の権利の行使に必要な限りにおいて、上部水域にも上空にも及ぶ。従つて大陸棚、上部水域及び上

空は、その素材及び利用の方法の違いから単一の制度に服するわけではないとしても、それらに一定の限定された領域管轄権が及ぶという点において、同一の法的地位に立つということができるのではないか。そこで条約上の大陸棚の観念のほかに、これら三者を含む広義の大陸棚を考へる必要があると思われる。沿岸国の限定された領域管轄権が及ぶのはこの広義の大陸棚においてである。かくして沿岸国の限定された領域管轄権が及ぶのは、それぞれ限定の事項的範囲を異にして、二〇〇海里の排他的経済水域の外側の限界線上に地表に垂直に立てられた面の内側の空間（空、海、海底・地下を含む）または大陸棚の外側の限界線上に立てられた面の内側の空間（同じく空、海、海底・地下を含む）である。排他的経済水域や大陸棚に関して沿岸国がもつ権利からいって、当然そうなると思われる。

4 海の区分

排他的経済水域及び大陸棚における沿岸国の権能を限定された領域管轄権とみ、また経済水域及び大陸棚を地、海、空を含む空間として理解した場合、海の区分として

はどのようなことが考えられるか。

コンバコウは最初にみたように、海を領域空間と国際空間に大別し、前者をさらに「正式に領域に組入れられていない空間」と「正式には領域に組入れられていないが、領域的性質の権能 (pouvoirs de nature territoriale) が行使される空間」に分け、前の方に内水と領海をあげそれぞれを海底も上空も含む空間としてとらえ、そこに主権が及ぶとし、後の方に大陸棚と排他的経済水域をあげ、そこに行使される「領域的性質の権能」は領域管轄権であるといっている。国際空間としては公海をあげ、それには水の部分 (élément aquatique) と土地の部分 (élément terrestre) すなわち深海底が含まれるとする。バステッドは、海を国家の領域管轄権に属する海洋空間と国家の領域管轄権を免れる海洋空間に大別し、前者に属するものとして内水、群島水域、領海、国際水路 (海峡、国際運河)、接続水域、大陸棚、排他的経済水域をあげ、後者として公海と深海底をあげている。³⁵⁾ バステッドは他の場所 (七七四頁以下) で領域管轄権を、前述のように、領域主権と限定された領域管轄権に分け、「海域における限定された領域管轄権」について述べ、

そこにおいて接続水域、漁業水域、大陸棚、排他的經濟水域を問題にしている(八一四—八一五頁)。その点を考慮して海の区分について再構成すると次のようになると思われる。

I 国家の領域管轄権に属する海

A 国家の完全な領域管轄権(領域主権)に服する海

(1) 内水

(2) 群島水域

(3) 領海

B 国家の限定された領域管轄権に服する海

(1) 排他的經濟水域(接続水域を含む)

(2) 大陸棚

II 国家の領域管轄権を免れる海

(1) 公海(深海底を含む)

内水その他それぞれを空、水、地を含む觀念としてとらえる。それぞれのグループに属する海域は、沿岸国の領域管轄権との関係で共通の法的地位に立つ。しかしそれぞれの海域を構成する空、水、地の三つの部分は、その素材及び利用方法の違いから必ずしも同一の制度が適用されるわけではない。⁽³⁶⁾

六 排他的經濟水域における沿岸国の権能と非沿岸国の権能の關係

排他的經濟水域において沿岸国に認められる一定の事項についての権能のみをとり上げて領域管轄権の存在を主張するだけでは片手落ちであるかも知れない。經濟水域において沿岸国以外の国に認められる権利、自由との關係において、沿岸国の権能を位置づける必要がある。

1 公海における国家の権能

經濟水域における沿岸国及び非沿岸国の権能をみる場合の基準として、公海における国家の権利及び管轄権の様態をまずみる必要がある。公海自由の原則に基づいて国家は公海(空、海、海底)を使用する権利をもつ。しかしこの権利はすべての国に認められる並行的な権利である。旗国の排他的管轄権の原則に基いて国家は公海上の自国船に対して管轄権をもつ。自国船に対して排他的な管轄権ではあるが、その管轄権は人的管轄権としてすべての国にそれぞれの国籍の船舶に対して認められる並行的な権能である。従ってその限りにおいて、公海にお

いてはいずれの国も国際法上優越的な地位に立たない。

2 排他的経済水域における非沿岸国及び沿岸国の権能
 経済水域においても「すべての国(……)は、……第八十七条に定める航行及び上空飛行の自由、海底電線及び海底パイプラインの敷設の自由並びにこれらの自由に関連し及びこの条約の他の規定と両立する他の国際的に適法な海洋の利用(……)の自由を享受する」(五八条一項)。しかしこれらの自由はすべての国に認められる並行的、競争的な自由である。

これに対し沿岸国は、経済水域において同水域の天然資源の探査、開発、保存、管理のための主権的権利及びエネルギー生産のような経済水域の経済的な探査、開発のためのその他の活動に関する主権的権利をもつ(五六条一項(a))。また沿岸国は、経済水域において、人工島その他の海洋構築物を建造する排他的権利、人工島その他の海洋構築物の建造、運用、利用に許可を与え、規制する排他的権利を有する(六〇条一項)。さらに人工島その他の海洋構築物に対する排他的管轄権を有する(六〇条二項)。これらの権利及び管轄権は沿岸国だけに認

められる排他的な権能である。

経済水域において沿岸国以外の国に認められる権能は、すべての国に認められる並行的な権利ないし自由であるのに対し、沿岸国に認められる権能は、沿岸国だけに認められる排他的な権利ないし管轄権である。さらに沿岸国は経済水域において権利を有する事項に関して、国籍の区別なく適用される法令を制定し、それを実施することができ。確かに沿岸国は経済水域においてその権利を行使するに当り、他国の権利に妥当な考慮を払わなければならぬ(五六条二項)。他方、いずれの国も経済水域において権利を行使するに当り、沿岸国の権利に妥当な考慮を払わなければならぬ(五八条三項)。相互に他方の権利を尊重しなければならない点においては双方同じであるけれども、双方の権利の内容が同じではなく、また非沿岸国は沿岸国が制定した法令——国連海洋法条約の規定及び国際法の他の規則に従って制定した法令——を遵守しなければならない(五八条三項)。

公海の場合と異り、排他的経済水域においては、特定国——経済水域を設定した国——が、他の事項に関してはそれ以外の国と同等であるが少くとも一定の事項に関

しては、明らかに優越的な地位に立っているとわがざるをえない。經濟水域において沿岸国と非沿岸国との間に管轄権が配分され両者が同格、同質的に並存しているというのではない。非沿岸国の管轄権はすべての国が並行的に行使するものであり、また人的管轄権として自国船のみを対象とする。それに対して沿岸国の管轄権は事項的に限定されるとはいえず、領域管轄権として国籍の区別なく排他的に行使される。かくして經濟水域における沿岸国と非沿岸国の権利ないし管轄権の關係は、單純な事項的(機能的)配分の關係とはいえないのではないかと思われ⁽³⁷⁾る。

七 おわりに

ある空間と他の空間との法的な区別は基本的にはそれぞれに作用している国家の権能の違いによってなされる。非沿岸国の権能は沖合から沿岸国に近づくにつれて、事項的範圍をせばめつつつねに並行的にかついわば線の形で作用しているにすぎない。線のかつ並行的に作用する点は変らない。ただ権能の事項的範圍(つまりいわば線の數)が公海、大陸棚(広義)、經濟水域、領海におい

て異⁽³⁸⁾る。沿岸国の権能は沿岸から沖合に向って一定のところまで、事項的範圍をせばめながらしかし排他的に作用している。空間的にかつ排他的に作用する点は変らない。ただ権能の事項的範圍の違いが領海、經濟水域、大陸棚を区別する。しかしながら經濟水域ないし大陸棚の外の公海においては、沿岸国の権能はいかなる事項についても空間的、排他的に作用しない。もちろん沿岸国だけでなくすべての国の権能が空間的、排他的に作用しない。かくしてまず公海とそれ以外が決定的に区別される。そして次に前述のように大陸棚、經濟水域、領海がそこにおいて作用する沿岸国の権能の事項的範圍の違いによって区別される。しかし沿岸国の権能が空間的、排他的に作用する領域管轄権であることにおいて共通である。

モンテゴベイ条約(1)項(1)は、『深海底』(Area, Zone)とは国の管轄の境界(the limits of national jurisdiction, les limites de la juridiction nationale)の外の海底及びその下をいう」と規定している。この境界(限界)は海底が問題となっているから空間的な境界である。国の管轄の空間的な境界は、排他的經濟水域の外の限界ないし大陸棚の外側の限界である。この国の管

轄の境界内に作用する沿岸国の管轄権は大陸棚の外側の境界まで、または経済水域の外側の境界まで及ぶ空間的な管轄権であるから、いわゆる領域管轄権に属する。従って、今経済水域についてだけいならば、経済水域の外側の境界が沿岸国の領域管轄権の境界ということである。⁽⁹⁹⁾ デュビュイ・ヴィニエ編の「新海洋法概論」は「国家海」(la mer nationale)の表現を用い、その中に内水、領海とともに排他的経済水域を含めて⁽¹⁰⁰⁾いるが、同様な考え方に基づくものと思われる。(六一・四・四)

- (1) 山本草二「国際法」(有斐閣、昭和六〇年)三四三頁。
- (2) これはここではいわゆる人的管轄権の意味ではなく、非沿岸国の航行、上空飛行の自由の意味で用いられている。山本、前掲書、三三九頁参照。もともと旗国管轄権が人的管轄権の意味で用いられている場合もある。同一九二頁参照。

(3) 属地的権能は仏語でいう *compétence territoriale* であろう。この語に本稿では領域管轄権という言葉をあてたいと思う。

仏語では学説上、国家が何らかの行為を行う法上の力は一般に *compétence* の語で表わされる。この語は英語では一般に *jurisdiction* とかわれる。例えば *La compétence de l'Etat et State jurisdiction*。La compétence

territoriale et Territorial jurisdiction とされる (I. Paenson, *Manual of the Terminology of Public International Law and International Organizations*, (Brulant, 1983), p. 142, p. 144)。

ところが一九五八年シエネレウ海洋法条約では *jurisdiction* は仏語の *jurisdiction* に対応している (例 公海条約五、六、八、一四、一五、一九、二三(六)、二七、二八条、大陸棚条約五(四)条など)。一九八二年シエネレウ国連海洋法条約も同様である (例外的に *jurisdiction-competence, competence-competence* と対応している場合がある)。シエネレウ条約の仏文において一般に *compétence* ではなく *jurisdiction* が用いられるところから、ある人は「*compétence* すなわち同条約によって用いられる *jurisdiction* (英語的仏語) によれば『*Jurisdiction*』とよばれる (R. J. Dupuy et D. Vignes, *Traité du nouveau droit de la mer*, (Economica, 1985), p. 255)」。仏語の *jurisdiction* という言葉にも裁判にかかわる裁判権とか裁判所の意味のほか、「より広く『国家により一定の空間において行使される権能 (pouvoirs)』とか『国家の権威に属する空間』をさすために用いられる (Dictionnaire de la terminologie du droit international, (Sirey, 1960), *jurisdiction*, pp. 354—356)」。すなわち『*jurisdiction*』の語は「*compétence* の同義語として用いられる (英語では *jurisdiction*)」(D. Ruzié, *Droit inter-*

national public, (Dalloz, 6^e édition, 1985), p. 49.) と
らうじうひなる。

そのい jurisdiction, juridiction, compétence を同義語
として用い、国家が何らかの行為を行う法上の力をさす言
葉として用いられることとする。法上の力を権能とよぶとすれ
ば、国家が何らかの行為を行う権能をさす言葉としてこれ
らの語を用いられることにする。対応する邦語としては「管轄
権」を用いたがと思ふ。

(4) 大沢章「領域及び領域高権の概念の法律的構成」(『
国際法外交雑誌』二七卷三号、五六頁)。領域高権の語が
用いられてゐる。

(5) J. Combacau, Le Droit international de la mer,
(P. U. F., Que sais-je? 1985), pp. 13—29.

(6) Mme P. Bastid, Cours de droit international pub-
lic, (Les Cours de Droit, 1976—1977), p. 683.

(7) ノイハはより簡潔に公役務管轄権 compétence de
service public の語を用ゐる。B. Pouyet, La Compétence
de l'Etat relative aux services publics, (Thèse Greno-
ble, 1972), p. 9, note (18).

(8) いろいろな種の管轄権の関係をひらき、D. Carreau, Droit
international, (Pedone, 1986), p. 306—308. 参照。

(9) Ruzié, op. cit., p. 53.

(10) 国際法用語辞典も次のようにいう。「この言葉はしば
しばこの意味(国家の権威に属する空間)で用いられるが、

ときに明確さを欠くことがある。そのこの語が本来の意
味における territoire (領土) へのみ適用されると解され
るか、それともまた港、領海、国家の権威に属する大気空
間にも適用されると解されるか、あるいは国家がそこにお
いて領域主権を行使する空間に適用されると解されるか、
それともまたそこにおいて国家が制限された領域管轄権を
行使する空間(被保護国、信託統治地域)にも適用される
と解されるか、あるいは単に本國領域にも適用されると解
されるか、それともまた海外領域にも適用されると解さ
れるかが問われぬ」(Dictionnaire de la terminologie du
droit international, Territoire, B. p. 597)。

(11) 領土はその上空を含む概念として、内水、領海はその
海底も上空も含む概念としてこの二つは用ゐられる。それ
ぞれ土地の空も、また土地も海も空も含む空間として用ゐ
らる。田岡良一「国際法」(勁草書房、昭和三十三年)一
二二頁参照。

(12) M. Sørensen, Principes de droit international pub-
lic, Recueil des Cours de l'Académie de Droit Interna-
tional de La Haye, 1960 III, Tome 101, p. 145.

(13) Nguyen Quoc Dinh, P. Dailler et A. Pellet, Droit
international public, (L. G. D. J., 2^e édition, 1980), pp.
386—389, pp. 391—392.

(14) その他「五八条三項」「六〇条一」「二項」「六二条四」「五
項」。

- (15) 「沿岸国に与えられる権利は、大陸棚の天然資源の探査及び開発に必要な、かつそれに関連するすべての権利に及ぶ……。沿岸国のそのような権利は、法の違反の防止及び処罰に関する管轄権を含む」(Yearbook of the International Law Commission, 1956, Vol. II, p. 297)。なお小田滋「海の国際法」下巻(有斐閣、増訂版、昭和四四年)二一八頁及び本稿五の2参照。
- (16) その他、五八条三項、六二条四項。
- (17) 大陸棚に関して、昭和五七年四月二二日のオデュー・ニホン・エス・エイ対芝稅務署長事件の東京地方裁判所の判決は次のようにいう。「大陸棚に対する主権的権利は、大陸棚の鉱物資源の探索・開発に必要な、またはそれに関連するすべての主権的な権利、すなわち立法、行政および司法権を含む。すなわち、目的においては制限されるが、右目的の範囲内においては完全な性質を有し、包括的かつ排他的であって、領域主権と異なるところがない」(祖川武夫・小田滋「わが国の裁判所における国際法適用の諸先例」(26)「国際法外交雑誌」八四巻五号、一一〇—一一二頁)。
- (18) Sørensen, *op. cit.*, pp. 157—158.
- (19) Ch. Rousseau, *Droit international public*, Tome III *Les compétences*, (Sirey, 1977), p. 8.
- (20) 限定された領域管轄権という考え方は、ウェストレイの minor territorial rights に端を発しているように思われる (J. Westlake, *International Law, Part I Peace*,

(Second Edition, 1910), Chapter VI. Minor territorial rights)。ウェストレイは、「領域との関係における権利または要求で、完全な形の主権に達してゐないもの」の検討から出発して、「領域における国家の権利」すなわち領域主権の分析に進んでいくことが適当であると考へた。

この第二版はドゥ・ラ・プランドール (A. de la Pradelle) によつて一九二四年に仏訳される。ほぼ時を同じくして一九〇五年のラドニツキー (Radnitzky) の論文を発端とする「わゆる権限説 (Théorie de la compétence) が唱えられるようになり、それがウィーン学派やフランスの学説にとり入れられる。この competence の觀念が国家と領域との関係に適用されるようになって、ウェストレイの minor territorial rights の考え方が装いを新たに再登場した。それが限定された領域管轄権の理論ないし考え方であるとみることができらるだろう。

- (21) このいい方がウェストレイによつてゐることは、うまでもない。
- (22) Nguyen Quoc Dinh (P. Daillier, A. Pellet), *op. cit.*, p. 405.

(23) 限定された管轄権が領域管轄権であることの理由として、限定された管轄権も空間の一部分に結びつけられた管轄権だからであるといつてゐる。領域管轄権が空間にかかわる管轄権であり、従つて「空間的に限界づけられる管轄権」であることとは、「領域管轄権のもつとも基本

的な性格であると思われる。領域主権と排他的経済水域における管轄権を比較したり、両者を包含する概念について考えるのも、この二種の管轄権がどのもつとも基本的な性格を共通にもっているからである。排他的経済水域における沿岸国の管轄権は領域主権のようには「Ratione loci」のみ限定される管轄権」(M. Bourquin, Règles générales du droit de la paix, Recueil des Cours de l'Académie de Droit International de La Haye, 1931 I, Tome 35, p. 122) すなわち空間的にしか限定されない管轄権ではなくとも、領域主権と同様に空間的に限界づけられる管轄権として、すなわち空間とかがわりのある管轄権として、領域主権と同一の項の中にくることができると思われる。それを空間的管轄権とよぶか領域管轄権とよぶかは別として、経済水域において少くとも領域的なものは空間的タイプの管轄権が及んでゐる。なおスーアマンセンは接続水域における沿岸国の権能に関して、それを「ある種の領域的な管轄権」(une certaine compétence d'ordre territorial) とよんだ(Sørensen, op. cit., p. 155)。ティンは大陸棚に関して、新しい海洋国際法は国家に対し大陸棚において「領域的性質の重要な管轄権」(des compétences importantes de nature territoriale) の行使を認めざるべし、しかしそれは領域主権と同じではなると述べてゐる(Dinh, op. cit., 1^{re} édition, 1975, p. 364)。デキュルティ・ヴァニエ編の「新海洋法概論」はモンテユベイ条約六〇条(排他的経

済水域における人工島、設備及び構築物)二項に関連して沿岸国の「空間的タイプの権能」(un pouvoir de type spatial) に及びてゐる(Dupuy et Vignes, op. cit., p. 257)。

(24) Bastid, op. cit., p. 804

(25) Ibid., pp. 814—815.

(26) Ph. Manin, Droit international public, (Masson, 1979), p. 198.

(27) A. Pellet, Droit international public, (P. U. F., 1981), p. 56.

(28) 「海洋法と海洋政策」第七号(外務省、昭和五九年三月)一五頁。

International Legal Materials, Vol. XXII, No. 2, March 1983, pp. 461—465.

J. P. Quenoudec, La proclamation Reagan sur la zone économique exclusive, Annuaire Français de Droit International, 1983, p. 714.

(29) 小田滋「海の国際法」下巻(有斐閣、増訂版、昭和四四年)二二八頁。なお Yearbook of the International Law Commission, 1956, Vol. II, p. 297.

(30) 小田、前掲書、二二八頁。

(31) 小田、前掲書、二三五頁。

(32) 註(17)で引用した昭和五七年四月二二日の東京地裁の判決は次のようにいう。「大陸棚を探索し、…その天

然資源を開発……するといふ目的」の「実現に必要な限度においてのほか、上部水域及び上空の公海又は公空としての地位には何ら影響を及ぼすことはできず、その自由を妨げるものではない」(祖川・小田、前掲、二二〇頁)。逆にいえば、そのような目的の実現に必要な限度においては、影響を及ぼさうということにならう。

(33) 小田、前掲書、二三五—二三六頁。

(34) モンテゴベイ条約に追跡権に関連して上部水域の一部を含む大陸棚の觀念が用いられている条項がある(一一一条二項)。この条項の不適切さについては小田裁判官によって指摘されている(小田滋「注解国連海洋法条約」上巻(有斐閣、昭和六〇年、三〇六頁)。追跡権に関連していうならば、上部水域を含む大陸棚の觀念が問題とされるべきであらう。

(35) Bastid, *op. cit.*, pp. 1254—1330.

(36) 例えば、「沿岸国の主権は……領海といわれるものに及ぶ」、「沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ」(モンテゴベイ条約二条一項二項)。主権が及ぶという点において領海、空、海底は共通の法的地位に立つ。しかし海の通航制度と上空のそれは異なる。

(37) この意味において、「経済水域では沿岸国と非沿岸国の権利義務が対置されている」(山本、前掲書、三三八頁)、また「経済水域制度は、沿岸国管轄権と公海自由に基づく旗国管轄権(非沿岸国の航行・上空飛行の自由の意——筆

者注)の二要素が実質的に並存し競合することをゆるしている」(同 三三九頁)といういい方は、間違いいではないとしても経済水域における沿岸国と非沿岸国の権利ないし管轄権の同格性が強調されているようで問題があるのではないかと思われる。

(38) 非沿岸国の権利、自由は線の形で公海から沿岸国の領海にまで達する(場合によっては内水、運河、河川にまで達することがある)。沿岸国の領域管轄権との関係において公海、大陸棚、経済水域、領海は区別され、それぞれの区域における非沿岸国の権利、自由の線の数は異なるが、多かれ少なかれ非沿岸国の権利、自由が線の形で及んでいるという点において共通性を有する。この観点がいわゆる国際公域(Domaine public international)すなわちその空間が国家の領域管轄権に服するか否かにかかわらず、その利用が国際共同体の利益にかかわる空間、の観点であると思われる(桑原「国際公域の觀念」、一橋論叢九七巻六号、一三五—一四五頁参照)。

(39) もっともモンテゴベイ条約において類似の表現が領海の外側の限界すなわち領域主権の限界をさしている場合もあって、使用法は必ずしも一定していない(二〇〇、二〇一、二〇五条)。従来は国家の管轄権内という表現が空間の意味で用いられる場合は、一般的には領域主権の及ぶ範囲をさしていた(旧日米犯罪人引渡条約一条、日露犯罪人引渡条約一条などもそうであった)。一条一項(1)は、国家

の空間的な管轄権に領域主権以外の場合（限定された領域管轄権）があることを前提とした規定と解することができると思われる。

(24) Dupuy et Vignes, *op. cit.*, p. 250. 以下の表

現が内水をさすために用いられることがあることを指摘しなければならぬ (Nguyen Quoc Dinh (P. Daillier, A. Pellet), *op. cit.*, p. 579)。

(一橋大学教授)